

平成19年度勝山市人事行政の運営等の状況

勝山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）に基づき、職員の給与や勤務状況について報告いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

平成19年度及び平成20年度の各部門別職員数の状況は次の表のとおりです。

（各年4月1日現在 総務省 地方公共団体定員管理調査より）

区 分 部 門		職 員 数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
		平 1 9	平 2 0		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	—	
	総 務	54	52	△2	一律削減
	税 務	16	15	△1	一律削減
	農林水産	19	17	△2	一律削減
	商 工	8	10	2	旧機業場開設準備に伴う増
	土 木	20	20	—	
	民 生	47	43	△4	一律削減、園児減少に伴う保育士の減
	衛 生	12	14	2	特定健診、特定保健指導業務に伴う増
	小 計	181	176	△5	
特政 別部 行門	教 育	80	78	△2	一律削減
	消 防	37	37	—	
	小 計	117	115	△2	
公 営 企 業等	上 水 道	8	6	△2	一律削減
	下 水 道	9	8	△1	一律削減
	そ の 他	14	16	2	後期高齢者医療業務に伴う増
	小 計	31	30	△1	
合 計		329 [390]	321 [390]	△8 [—]	

（注）1 職員数には、教育長（教育部門）を含んでいます。

2 [] 内は、条例に定める定数の合計です。

（2）職員の採用と退職の状況

年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
職 種	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
行 政 職	1	9	3	7	5	15
技能労務職	0	1	0	0	0	3
合計	1	10	3	7	5	18

(3) 職員定数管理計画の数値目標及び進捗状況

平成19年4月1日現在の職員定数管理計画の数値目標と進捗状況は次の表のとおりです。

計画期間		最終数値目標
始 期	終 期	
平成16年度	平成25年度	職員数を52人削減し、304人とする。

(注) 職員定数管理計画とは、勝山市行財政改革実施計画（平成16年8月策定）に基づき、計画的な職員削減を推進するためのものです。

	進捗状況（累計数）					平成22年度までの累計削減数
	16年度 実績	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	
削減数	4人	10人 (14人)	11人 (25人)	2人 (27人)	8人 (35人)	35人
進捗率	8%	27%	48%	52%	67%	67%

(注) 進捗率は、最終数値目標に対するものです。

2、職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況

平成19年度の普通会計決算における人件費の状況は次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (H20.3.31現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件 費率 (B/A)	平成18年 度人件費率
平成 19年度	人 27,116	千円 11,252,773	千円 174,552	千円 2,423,908	% 21.5	% 21.5

(注) 人件費には職員給与費の他、特別職に支給される給料・報酬、市町村職員共済組合負担金等を含みます。

(注) 普通会計とは、一般会計と、様々な特別会計のうち自治体同士を統一的な基準で比較できるように一定の会計を合算した決算統計上の会計をいいます。

(2) 職員給与費の状況

平成20年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成 20年度	人 294	千円 1,101,029	千円 141,741	千円 448,015	千円 1,690,785	千円 5,751

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成20年4月1日現在の職員（一般行政職）の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次の表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳
勝山市	317,034	350,245	41.8

(注) 1 一般行政職の職員とは、市職員のうち、技能労務職員、消防職員、企業職員、保育士、看護師、保健師、教諭、税務職員等を除いた職員をいいます。

2 給与月額とは、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

平成20年4月1日現在の職員の初任給の状況は次の表のとおりです。

区分	勝山市	国
	初任給額	初任給額
大学卒	161,600 円	172,200 円
高校卒	140,100 円	140,100 円

(注) 技能労務職員は除きます。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成20年4月1日現在の職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次の表のとおりです。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	円	円	円
大学卒	242,711	307,521	366,733
高校卒	該当なし	259,600	該当なし

(注) 経験年数とは、卒業後すぐに採用された場合はその後の年数を、採用前に民間勤務歴等がある場合は、その期間を換算し採用後の期間に合算した年数をいいます。

(6) 職員の級別職員数の状況

平成20年4月1日現在の職員（一般行政職）の級別職員数は次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
代表的な職名	主事 技師	主事 技師	主査	主任 主査	主幹	課長	部長	
職員数	人 6	人 51	人 35	人 33	人 25	人 12	人 8	人 170
構成比	% 3.5	% 30.0	% 20.6	% 19.4	% 14.7	% 7.1	% 4.7	% 100

(7) 職員手当の状況

①扶養手当等

平成19年4月1日現在の主な職員手当の状況は次の表のとおりです。

手当名	勝山市	国の制度との比較												
扶養手当	○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外 ①1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 11,000 円) ②満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ												
住居手当	○借家の場合 家賃が 12,000 円を超える場合、 ①月額 23,000 円以下の家賃を払っている職員 家賃額－12,000 円 ②月額 23,000 円を超え、55,000 円未満の家賃を払っている職員 (家賃額－23,000 円) × 1/2+11,000 円 ③月額 55,000 円以上の家賃を支払っている職員 27,000 円 ○持家の場合 新築、購入後 5 年間まで 2,500 円	同じ												
通勤手当	○電車、バスを利用する場合 定期代 55,000 円までを全額支給 ○乗用車等を利用する場合 2～5km 未満 2,000 円 5～10km 未満 4,100 円 10～15 km 未満 6,500 円 15～20 km 未満 8,900 円 20～25 km 未満 11,300 円 25～30 km 未満 13,700 円 30～35 km 未満 16,100 円 35～40 km 未満 18,500 円 40～45 km 未満 20,900 円 45～50 km 未満 21,800 円 50～55 km 未満 22,700 円 55～60 km 未満 23,600 円 60 km 以上 24,500 円	同じ												
期末・勤勉手当	(平成 19 年度支給割合) <table><tr><td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.4 月分</td><td>0.725 月分</td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.6 月分</td><td>0.775 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>3.0 月分</td><td>1.50 月分</td></tr></table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.4 月分	0.725 月分	12 月期	1.6 月分	0.775 月分	計	3.0 月分	1.50 月分	同じ
	期末手当	勤勉手当												
6 月期	1.4 月分	0.725 月分												
12 月期	1.6 月分	0.775 月分												
計	3.0 月分	1.50 月分												

宿日直手当	宿直・日直 1 回当たり 4,200 円を支給	同じ															
管理職手当	○部長級 53,100 円を支給 ○課長級 45,700 円を支給	同様の制度はあるが支給額の比較はできない															
寒冷地手当	職員の世帯等の区分に応じて 11 月から 3 月までの間、7,360 円～17,800 円を支給	同じ															
退職手当	(平成 20 年 4 月 1 日現在支給率) <table> <tr> <td></td><td>自己都合</td><td>勸奨・定年</td></tr> <tr> <td>勤続 20 年</td><td>23.50 月分</td><td>30.55 月分</td></tr> <tr> <td>勤続 25 年</td><td>33.50 月分</td><td>41.34 月分</td></tr> <tr> <td>勤続 35 年</td><td>47.50 月分</td><td>59.28 月分</td></tr> <tr> <td>最高限度額</td><td>59.28 月分</td><td>59.28 月分</td></tr> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(定年との年数差に応じて 2%～20%加算) ※勝山市は、福井県市町総合事務組合退職手当支給条例に基づいた支給率、加算措置である		自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	同じ
	自己都合	勸奨・定年															
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分															
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分															
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分															
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分															

②特殊勤務手当

平成 19 年度の特務手当の状況は次の表のとおりです。

特殊勤務手当	手当の種類 以下の 5 種類 1、用地交渉業務従事手当 2、動物死体汚物処理業務従事手当 3、感染症防疫業務従事手当 4、徴収事務従事手当 5、消防署勤務手当	
	職員全体に占める手当支給職員の割合 (19 年度)	28.8%
	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (19 年度決算額)	12,391 円

③時間外勤務手当

平成 18 年度及び平成 19 年度の時間外勤務手当の状況は次の表のとおりです。

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
支給額	53,529 千円	59,255 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額	174 千円	180 千円

(8) 特別職の給料、報酬等の状況

平成20年4月1日現在の特別職の給料、報酬等の状況は次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期末手当支給割合
市 長	850,000円	6月期 1. 6月分 12月期 1. 7月分 計 3. 3月分
副市長	710,000円	
議 長	440,000円	
副議長	370,000円	
議 員	350,000円	

3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成19年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:30
休憩時間	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りになります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度の概要は次の表のとおりです。

区 分	内 容	
年次有給休暇	労働基準法に基づき1年につき最高20日間を付与。繰越分を含めると最高40日間（平成19年度平均取得日数 5.7日）	
病気休暇	90日以内（有給である期間）	
介護休暇	2週間以上6カ月以内の期間において配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる無給休暇。（平成19年度に取得した職員はなし）	
特別休暇	特別な事情で職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇。	
	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	証人等出頭のための休暇	必要と認められる期間
	感染症予防休暇	必要と認められる期間
	公務、通勤上の疾病負傷休暇	必要と認められる期間
	妊娠、産後の健康診査休暇	必要と認められる期間
	女子職員の生理休暇	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	1年に5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	産前休暇	6週間（多胎妊娠は14週間）
	産後休暇	8週間
	授乳休暇	1日2回、1回30分

	出産補助休暇 男性職員の育児参加休暇 子の看護休暇 忌引 父母の祭日の休暇 夏季休暇 災害復旧のための休暇 災害事故のための休暇 災害時の退勤途上の危険回避の休暇	2 日 産前又は産後期間中 5 日 1 年に 5 日以内 続柄に応じて 1 日から 10 日 1 年に 1 日（父母の死亡 15 年以内） 7 月から 9 月までの期間内で 5 日 7 日の範囲内 必要と認められる期間 必要と認められる期間
育児休業	3 歳未満の子を養育する職員に認められる無給休暇（平成 19 年度に新規に取得した職員は 5 名（全て女性））	

4、職員の分限及び懲戒処分状況

（1）平成 19 年度の分限処分状況

処 分 事 由		人数
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号	0
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号	4
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号	0
条例で定める事由による場合	地公法第 28 条第 2 項	0

（2）平成 19 年度の懲戒処分状況

処 分 事 由		人数
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号	4

5、職員の服務状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。（地方公務員法（以下「法」という。）第 30 条）

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（法第 34 条）
- ・ 職務に専念する義務（法第 35 条）
- ・ 政治的行為の制限（法第 36 条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第 37 条）

- ・ 営利企業等の従事制限（法第 38 条）

平成 19 年度の職務専念義務免除及び営利企業従事制限許可状況

許可内容	件数	人数
職務専念義務免除	4	6
営利企業従事制限許可	10	10

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

（1）研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第 39 条）

平成 19 年度の職員の研修受講状況

区 分	受 講 者 数（人）
福井県自治研修所 階層別研修	33
福井県自治研修所 パワーアップ研修	53
自治大学校	1
市町村アカデミー（千葉県）	7
国際文化アカデミー（滋賀県）	4
ヤル気職員支援事業（6 件）	7
勤務評価研修（評価者、被評価者）	239
若手職員研修（消防・ビュークリーンおくえつ）	17
健康講座（3 回）	87
メンタルヘルス研修（2 回）	64
公務員倫理研修	83
コンプライアンス研修	47
福井女性キャリアアカデミー	2
倫理観醸成セミナー	197
e ラーニング（法令実務 29 人、英会話 3 人）	32

（2）勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第 40 条）。勝山市では目標管理の徹底、人材育成の推進、成績主義の実現を目的に「勝山市勤務評価制度」を平成 18 年度から試行し、平成 19 年度より段階的に導入しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

（1）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

平成 19 年度職員の健康診断の受診状況

一般健康診断	195 名
人間ドック	81 名
がん検診（胃、乳、子宮、大腸）	83 名

勝山市においては、職員の福利厚生事業を実施しているほか、職員による互助組織として「勝山市職員互助会」を組織し、職員の健康管理や親睦のための事業を行いました。公費の支出は都市職員体育大会と弔慰金保険掛金のみであり、他の事業は全て会員掛金のみを財源とする見直しを行いました。

平成 19 年度勝山市職員互助会の状況

会員数	340 人
勝山市の福利厚生に係る決算額	4,484 千円
勝山市の互助会への公費負担額	1,384 千円
会員掛金総額（給料月額千分の 1）	1,296 千円
会員一人当たりの公費補助金額	4,071 円
公費負担率	51.6%

互助会の主な事業内容

クラブ助成	347 千円
球技大会	250 千円
人間ドック助成	487 千円
慶弔金	376 千円
食堂会繰出金	180 千円

（2）公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

平成 19 年度においては、通勤上、公務上のケガによる災害が 3 件認定されました。

8 公平委員会業務状況

（1）職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。（地公法第 46 条）

勤務条件に関する措置の要求の状況 なし

（2）また、任命権者が職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申し立てができます。（地公法第 49 条、第 49 条第 2 項）

不利益処分に関する不服申し立ての状況 なし